

BTMU CHINA WEEKLY

トピックス：天津濱海新区セミナーに見る天津経済を巡る諸政策と今後

10月24日、天津濱海新区*投資環境説明懇親会が開催された。胡錦濤政権が重視する地域格差拡大対応の具体例として必ず採り上げられることから、今、最も注目されているといっても過言ではない天津市政府が主催するセミナーである。

*天津濱海新区は、中国政府が、80年代の深圳特区、90年代の上海浦東新区に続く地域として、開発を計画しているエリア。

王毅駐日本大使も参加していたこと、元中国人民銀行行長であり政治局員にノミネートされているとの噂もある戴相龍市長が自らが団長となり自身で投資環境説明や質疑回答を行う対応をしたこと、今回訪問では本邦の著名な四閣僚三経済人とも面談を実施したことを強調していたことなど、極めてフォーマリティが高く、また、市のみならず中国政府もあげて天津の発展に本格的に力を入れていることを窺わせるセミナーであった。また、王毅大使、戴市長ともに中国の安倍新政権への高い期待について繰り返し言及、特に戴市長が安倍首相訪中後初めて訪日した市長であると誇らしげに述べていたことなどは、天津経済への日本の貢献への期待感を示すとともに、日中関係の新しい展開を予想させるものとしても印象的であった。

こうしたなか、我々外資系企業にとっては天津がいかなる誘致施策をとるかが関心事であろう。詳細を待つ必要があるが、既出の施策を見ると、天津版地域本部、7項目の外貨管理試行、そして金融機関への個別補助金や優遇税制など、企業集団財務会社などの展開を期待させるものもあり今後の動向が期待される。中国の投資環境が大きな転換点を迎える今、天津はやはり注視しておく必要がある地域といえそう

だ。

なお、弊行は、先般、天津支店濱海出張所の開設準備につき認可を取得し、来年初の開業を目指して準備を進めて参りますので宜しくお願い申し上げます。

天津濱海新区投資環境のポイント(セミナーでの説明、質疑、個別インタビューより当室作成)

【これまでの天津濱海新区関連政策】

- ①2006年5月、国務院「天津濱海新区開発開放関連問題についての意見」
全国総合改革試験区として認可
- ②2006年7月、国務院は天津市の都市発展計画と都市の位置づけを提示
北京(政治中心、文化中心、対外交流中心)に対し、天津市は、国際貿易港、北部経済の中心、環境都市
- ③2006年10月、濱海新区開発は共産党16期6中全会の決議に記載
国家の地域発展戦略の転換(華南<深セン>、華東<浦東新区>から渤海<天津>へ)

【天津濱海新区の開発のポイント】

- ①貿易センター、②近代的製造業のセンター、③国際運輸、物流センター、④環境新区

【インフラ建設】

- ①東疆保税港を認可
- ②北京～天津間高速鉄道(115キロ)が1年後に開通(北京、天津間を30分に短縮、3分毎)
- ③空港拡張を開始

【天津濱海新区の大きなプロジェクト】

- ①30平方キロ平米のハイテク園区の建設、③エアバスA320 生産ラインを年内に着工

【金融政策について】

- ①金融機関の進出を積極的に奨励
外資銀行の独資、合併の形で新区への進出を歓迎。
- ②金融機関の業態を超えた総合経営を奨励
伝統的金融業務以外に、証券、保険等経営も金融機関の分公司の形で認められる。
- ③新外貨管理政策の導入
天津濱海新区での人民元と外貨の両替の原則自由化など7項目の試行を認可

CHINA WEEKLY DIGEST

1. 経済

●1-9月の非国有経済 成長減速の傾向現る

国家発展改革委員会の「1-9月非国有経済(私営企業、三資企業が主体となる経済)発展報告」によると、本年1-9月の非国有経済はマクロ経済引締め政策の効果により減速傾向が現われている。

非国有企業の固定資産投資は前年同期比 30.4%増加したが、増加幅は1.1ポイント減少、1-6月比では2.4ポイント減少した。(非国有企業が占める割合は 68.6%。) 非国有企業(一定規模以上)の工業付加価値は、前年同期比 17.8%増で、増加幅は 0.9ポイント上昇したが、1-6月比では0.8ポイント減少した。(非国有企業が占める割合は 63.6%。) また、非国有企業の輸出は前年同期比 31.1%増加したが、増加幅は 5.9ポイント減少する一方、輸入は前年同期比 23.8%の増加で、増加幅も 5.5ポイント増となった。

●発改委「2007年の成長率は10%を下回る」見通し

国家発展改革委員会(発改委)は、2006年第4四半期のGDP成長率が10.3%、通年で10.6%となり、2007年は投資、産業、輸出の伸びの抑制措置の効果が見われ、10%を下回る水準に減速するとの見通しを示した。

2. 産業

●9月 主要自動車メーカーの生産、販売状況

中華商務ネットによると、9月の主要自動車メーカーの乗用車生産、販売実績では、一汽・VWがいずれもトップの座を占めた。市場シェアでは、一汽・VW 9.7%、上海GM 9.51%、上海VW 9.39%、北京現代 7.56%、奇瑞汽車 6.76%と、乗用車販売全体の約4割を占めている。

＜2006年9月主要乗用車メーカーの生産・販売状況＞

販売台数順位	販売台数	前年同期比%	前月比%	生産台数順位	生産台数	前年同期比%	前月比%
①一汽-VW	33,546	43.48	▲1.4	①一汽-VW	38,770	63.14	8.82
②上海GM	32,886	14.42	25.37	②上海VW	30,856	24.80	28.89
③上海VW	32,454	9.35	25.81	③北京現代	26,202	31.75	4.45
④北京現代	26,157	35.49	14.77	④奇瑞汽車	26,123	57.06	24.88
⑤奇瑞汽車	23,380	34.79	11.46	⑤広州本田	23,785	21.04	52.08

●商務部 アウトソーシングサービス業促進政策公表

先般、商務部は「アウトソーシングサービス促進千百十プロジェクト実施通知」を発表した。アウトソーシングサービス業の促進は、第11次5ヵ年計画における近代サービス産業発展の為に重要な措置とされ、他に「アウトソーシング人材養成通知」、「企業認証と市場開拓通知」、「中国アウトソーシング基地都市認定通知」も同時に発表し、環境整備を進めている。なお、23日には、成都、上海、深圳、西安の4都市が商務部より「アウトソーシングサービス拠点都市」に認定された。

3. 貿易・投資

●「物権法(草案)」全人代で6回目の審議

「物権法(草案)」について28日、全人代常務委員会で6回目の審議が行われた。草案は「社会主義市場経済」制度を堅持しつつ改善を加え、国家・集団・個人の物権の平等保護、国有財産の保護と集団が所有する不動産の収容と補償等について規定するもの。

個人の関心が高い、住宅用地の70年使用期限満了後の延期問題について、前回の草案で費用を徴収するとした規定は取り消されたが、期限満了後の使用権の扱いについては明らかにされていない。

なお、「物権法」は来年3月の全人代で可決される予定。

●「マネーロンダリング対策法」全人代で採択

「マネーロンダリング対策法」が31日、全人代常務委員会で採択された。2007年1月1日より施行。主な内容は、①金融機関による口座開設の際の本人確認、高額取引、不審な取引の報告等義務付け、②金融機関以外の特定機関(不動産会社、貴金属商社等)にも協力要請、等。なお、同対策法が定める措置は、対テロ融資の取締りにも適用される。

4. 金融・為替

●国有企業株 年金基金への一部シフト検討

国有資産監督管理委員会は、財政部、証券監督管理委員会と共に、年金基金の拡充と国有企業の経営向上を目指して、国有企業株式の10%を年金基金にシフトすることを検討中という。今後急速な人口高齢化が予想される中、年金基金の充実が課題となっていることに対応するもの。また、国有企業株を基金に移すことで、株価パフォーマンスに対する市場の監視を受け、国有企業の経営マインドが向上することも期待されている。

●証監会 来年初め株式指数先物の導入を検討

中国证券監督管理委員会の尚福林主席は、国有銀行、大手企業の上場増加に伴い、株式指数と経済発展との関連性が高まり、株式指数先物取引の機が熟したとし、来年初めにも株式指数先物を開始すると述べた。

先物取引は機関投資家のリスクヘッジ手段ともなるもので、株式市場の活性化にも繋がると見られている。なお、先物指数は「上海、深圳 300 株式指数」を参考とする。また、これに先立ち、本年9月8日に上海に中国金融先物取引所が設立されている。

EXPERT VIEW

駐在員事務所(常駐代表機構)の組織変更

中国へ進出する際、まず駐在事務所（常駐代表機構）を設立し、情報収集、市場調査、連絡業務、中国ビジネスの研究、人脈の構築等を行うケースが多い。当然、駐在員事務所は、補助的活動のみ許されているので、売買契約書の締結、商品の売買、代金の決済、在庫の保有、多数の営業マンの雇用等の直接的な営業行為は禁止されている。駐在員事務所も設立からある程度時間が立つと、営業色・事業色が強くなり駐在員事務所の経営範囲ではコンプライアンス上問題が出てくる。本年の会社法改正、会社登記管理条例改正に伴い、外商投資企業の連絡事務所に対する立ち入り検査実施等、営業権のない事務所に対する営業行為の取締りが強化される傾向にある。また駐在員事務所への課税強化もここ数年行なわれている。このような内部・外部環境の変化により、最近駐在員事務所の組織変更を検討されている企業が増加している。組織変更の選択肢は、いくつか考えられ、主なものは以下の様な形態である。

- 1 . 新規外商投資商業企業設立
- 2 . 既存製造現法の分公司化
- 3 . 既存外商投資商業企業の分公司化
- 4 . 既存保税区貿易商社の分公司化
- 5 . 既存製造現法からの投資による子会社設立（国内再投資）
- 6 . 既存外商投資商業企業からの投資による子会社設立（国内再投資）
- 7 . 既存保税区貿易商社からの投資による子会社設立（国内再投資）

上記のいずれの方法を選択しても、直接駐在員事務所から、各組織への変更は認められず、駐在員事務所の閉鎖と各組織の設置の2段階となる。以下、駐在員事務所の閉鎖の手続きと留意点、各組織の設置手続きと留意点を順番に解説してみたい。実際に組織再編を行う場合は、営業を継続して出来るよう、新組織設置→常駐代表機構の閉鎖の順番で行うことになる。

(1) 常駐代表機構の閉鎖手続き

手続き

- ・ 公認会計士事務所監査報告書（課税事務所の場合）
- ・ 税務登記取消通知書取得
- ・ 税関登記取消通知書取得
- ・ 銀行口座残高処理
- ・ 銀行口座取消通知書取得
- ・ 工商登記証取消通知書の取得
- ・ 関連証書の返還（企業番号証、統計登記証、外貨業務登記証）

留意点

a. 税務局と税関による過去の納税状況の立ち入り調査

→ 税務署と税関にとっては、駐在員事務所の最後の税金徴収の機会であるので徹底的に調査が行われる。特に、税関は免税取引、税務署は個人所得税関連がよく問題になる

- b. 資産の移転
 - 既存の備品・車両等は新設現法か第三者に売却可能。適正時価での売却が必要(簿価と時価に大きな乖離がない場合は簿価で売却)。免税輸入備品・車両がある場合は、税関での許可取得・監督管理解除必要
- c. 資産譲渡に伴う増値税
 - 中古固定資産は、原則 2% の増値税課税。以下の条件に該当する自己使用固定資産は免税可能。
 - ・ 企業の固定資産台帳に記帳されている
 - ・ 企業が固定資産を管理し、確実に使用したことが証明できる
 - ・ 販売価格が、購入価格を超えない
- d. 不動産の移転
 - 賃貸の場合は、契約の解除と、新組織との再契約
- e. 従業員の移管
 - 直接雇用により切り替える際、30 日以上前の書面での解雇通知が必要。また、一般的には経済補償金も必要
- f. 管理部門の人件費(会計・出納・通関士)
 - 新現法では 2 人の会計担当者(会計・出納)の設置が必要(会計就業資格証書を保有)。貿易権を有する場合は、通関士の採用も必要。(会計事務所、通関業者に委託することも可能)

(2) 外商投資商業企業の設立

手続き

- ・ 設立地の決定
- ・ 社名登録(工商行政管理局)
- ・ プロジェクト申請、企業設立認可取得(商務部)
- ・ 会社登記と仮営業許可書の取得(工商行政管理局)
- ・ 資本金口座開設、資本金払い込み、検資証明取得
- ・ 営業許可証の取得(工商行政管理局)
- ・ その他事後登記(印鑑作成、企業番号取得、外貨登記、銀行口座作成、税務登記、財政登記、税関登記、駐在員の居留証の取得、現地社員採用、設備免税輸入、その他)

留意点

- a. 管理部門の人員 ~ 会計人員 2 人 + 通関士
- b. 増値税の一般納税人資格取得
- c. 企業所得税 33%

(3) 既存現法(製造、商業、保税区)の分公司化

手続き

- ・ 事務所の賃貸契約締結
- ・ 既存現法の所管工商行政管理局に分公司設置申請(分公司設置通知書取得)
- ・ 分公司設置予定地の工商行政管理局で分公司設置申請
- ・ 本社の営業許可書の変更
- ・ 分公司開設地で開設登記(工商行政管理局)
- * 既存保税区貿易商社の場合は、上記手続きに先立ち経営範囲の拡大申請(商業化)が必要。また、分公司設立に際し、原認可機関の認可が必要。

留意点

- a. 経営範囲は、本社の経営範囲内。保税区商社は、課税品の取扱いのみ
- b. 分公司名義の税関登録はできないので、自社通関はできない。本社名義で異地通関を行う
- c. 外貨決済口座は開設できない
- d. 税金の取扱い

- ・企業所得税～区分計算し、分公司の適用税率で計算後、本店所在地で一括納税
- ・増値税～分公司所在地で納税。分公司で契約、代金回収、増値税発票を発行しない場合は、本店にて納税
- ・営業税～分公司所在地で納税
- ・個人所得税～分公司所在地で納税

(4) 既存現法(製造、商業、保税区)からの投資による子会社設立
手続き

a. 外商投資産業指導目録の奨励・許可業種への投資の場合

- ・ 所管工商行政管理局に新規企業設立申請提出
- ・ 企業法人営業許可証取得

B. 同目録の制限業種への投資である場合

- ・ 省級外経貿へ企業設立申請提出
- ・ 省級、或いは国家の業界主管部門の意見を聴取
- ・ 企業設立地の工商行政管理局へ、企業設立登記申請
- ・ 原認可機関に出資先企業の設立を報告

留意点

- a. 既存外商投資企業からの投資による子会社は、国内企業扱い(税制優遇なし)
例外として、中西部地区への投資のみ、外商投資企業扱いになり、税制優遇有
- b. 1人有限公司は今年から可能
→ 最低資本金 10 万元、出資者 1 人につき、1人有限公司は 1 社のみ設立可能。
1人有限公司は、新しい 1人有限公司設立不可。
- c. 外商投資の再投資の、税金還付 40%は適用無し

では、駐在員事務所を閉鎖し、上記 1～7 のどの組織を選んだら良いのでしょうか? 駐在員事務所の閉鎖手続きと留意点は同じなので、結論としては新組織の経営範囲と自社の目的により、選ぶべき組織は自然と決まると思う。例えば、駐在員事務所のコンプラからの懸念で組織変更をする場合は、低コストオペレーションが可能な既存現法の分公司化を選ぶであろう。本格的な販売拠点を設立するのなら、外商投資商業企業か、既存現法の子会社を設立することになり、既存現法の配当原資の有無により、どちらか選ぶことになるであろう。

さて、最後に考えてみたいのは、既存駐在員事務所のミッション、自社グループの中国事業の課題、今後の自社グループの中国での事業展開である。通常は、駐在員事務所のミッションは、中国事業の総代表機能があり、具体的には中国戦略策定、当局対応・PR、関連会社のサポート等があると思う。果たして、上記組織で同責務を果たすことは可能であろうか? 次に自社中国事業の課題であるが、日系企業によく見られる課題は以下の様なことである。1 プロジェクト1 現法主義による複数現法運営での間接部門の重複、外資に対する規制への対応不備、頻繁に変更される法律・法規、税制、外貨管理規制、税関規制、人事・労務規制等への対応の不備、派遣社員の人事制度の不備(中国ビジネスに慣れるまで 2～3 年必要なるも、駐在期間は 3～5 年。人事交代で 1 からのやり直し)

育ため現地幹部。その結果として、現法総経理まかせの現法運営、本社コーポレート機能部の中国事業の不関与。対応策は、以下が考えられる。統括機能の設置、本社コーポレート機能部の中国担当の設置、統括組織でのシェアードサービス実施による現法の本業集中支援、統括組織での内部統制体制構築によるリスクマネジメントの強化。結論として、自社の今後の中国事業展開で営業を強化する方針であれば、販売行為のできる外商投資商業企業兼統括機能を有する企業形態が適当であり、統括機能だけでよければ、管理性地域本部、コンサルティング会社が適当であると思う。

組織再編に関する問い合わせは、弊行中国業務支援室アドバイザリーチーム、或いは弊行関連企業・三菱 UFJ リサーチ & コンサルティングにご相談下さい。

(中国業務支援室 赤坂 恵司)

CHINA WEEKLY FOREX

人民元の動き

日付	Open	Range	Close	前日比	JPY Close	前日比	HKD Close	前日比	EUR Close	前日比	金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比
2006.10.23	7.8999	7.8980~7.9009	7.8991	-0.0034	6.6500	-0.0260	1.01472	-0.0002	9.9324	-0.0465	2.4500	1848.13	-32.54
2006.10.24	7.9049	7.9002~7.9063	7.9025	0.0034	6.6130	-0.0370	1.01555	0.0008	9.9105	-0.0219	2.4600	1896.32	48.19
2006.10.25	7.9000	7.8967~7.9020	7.9020	-0.0005	-	-	1.01500	-0.0006	9.9284	0.0179	2.3700	1897.88	1.56
2006.10.26	7.8940	7.8935~7.8965	7.8959	-0.0061	6.6400	0.0270	1.01440	-0.0006	9.9971	0.0687	2.2500	1902.14	4.26
2006.10.27	7.8871	7.8870~7.8920	7.8896	-0.0063	6.6540	0.0140	1.01360	-0.0019	10.0081	0.0110	2.3200	1898.64	-3.50

トピックス

【23日】

- 唐旭 人民銀行研究局局長は22日、現在の中国の消費者物価の上昇ペースは妥当なレンジ内にあるが、インフレへの警戒感を緩めるべきではないとの見解を示した。
- 謝伏瞻 国家統計局長は、投資と信用の抑制措置が第3四半期の経済成長率鈍化につながったが、そうした抑制措置を緩めるのは時期尚早であるとの見解を示した。また、同国GDPは、第3四半期は前年同期比+10.4%と、前四半期の同+11.3%から減速したが、経済には依然としてこれと矛盾する動きが見られるとした。

【24日】

- 商務部は2006年上期の同国企業による海外投資（金融を除く）は前年同期比+65.3%となる64億4000万米ドルになったと発表した。
- 証券時報が、銀行業監督管理委員会（CBRC）の統計として伝えたところによると、主要商業銀行の不良債権比率は9月末時点で7.6%と年初の水準から1.3ポイント低下した。不良債権の額は1兆2000億元で、年初から469億元減少した。
- 劉明康 銀行業監督管理委員会（CBRC）委員長は、過剰生産能力および過剰投資によって生じるリスクに対処するため、銀行は貸出の伸びを適切なペースに抑える必要があるとの考えを示した。
- 呉曉靈 中銀副総裁は、「金融改革を進めるために、金利をさらに市場志向型にし、為替レートをより柔軟にする必要があるとの見解を示した。また、金融機関の貸出と預金の金利差に関する規制を廃止する準備をしていくとした。
- 欧州委員会は、政策に関する報告書の中で、中国はEUのインフレ押し下げと競争力向上に貢献しているとする一方、中国は、外資への障壁緩和や労働・環境基準の改善などを実行するべきであるとの見解を示した。
- 銀行業監督管理委員会（CBRC）の幹部は、人民元相場が現行の通貨制度の下でより自由に変動させられるとして、人民元の対ドルでの変動幅が拡大される可能性は非常に小さいとの見解を示した。
- ポールソン米財務長官は、人民元の一段の柔軟性拡大を求めるとともに、貿易障壁の削減に向け、各国が協議を再開することが重要であるとの見解を示した。

【26日】

- 易綱 中銀総裁補佐は、2006年通年の同国の貿易黒字が1500億米ドルを上回るとの見通しを示した。また、同国の経済不均衡は正に向けた対策について、人民元相場の一段の上昇ではなく、さらなる内需拡大が重要な役割を果たすとの見解を示した。
- 国家外為管理局（SAFE）は、国内の銀行に対し、銀行が損失を被るリスクを防ぐことを目的にオフショア市場で取引されているノン・デリバブル・フォワード（NDF）のプライス提示を禁じる通達を出した。

【27日】

- 中国証券報が報じたところによると、夏斌 国務院発展研究センター金融研究所所長は、与信の伸びを抑制するため、政府は金利が金融機関の預金準備率を引き上げるべきであるとの見解を示した。

RMB レビュー&アウトルック

- 1ドル7.8999円で寄り付いた人民元は、北朝鮮問題に注目が集まる一方、米国からの為替柔軟性拡大要求に関する目立った動きはなかったが、今週も小幅ながら上昇を続けた。週末には制度変更後の最高値を更新し、一時7.8870元を付けている。26日、易綱中銀副総裁は、2006年通年の貿易黒字額が前年比約50%増となる1500億米ドルを上回る見通しを示した。中国メディアに2010年の外貨準備高が現状比倍増となる2兆米ドルに達するとの見通しを掲載するなど、今後も中国への資金流入が続く事が予測されている。第3四半期GDPは前年同期比+10.4%（第2四半期+11.3%）と減速したが、インフレへの警戒感が燃える中、内需拡大策と共に、柔軟性拡大により通貨上昇を容認する必要があるとあり、人民元は来週も小幅上昇を続けよう。

（市場業務部 為替グループ アジア・エマージング通貨チーム）

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。